

# 韓国知的財産ニュース 2022年6月前期

(No. 464)

発行年月日：2022年6月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、6月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2115807)
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2115808)
- 1-3 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2115811)
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2115870)
- 1-5 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令(案)の  
立法予告(特許庁公告第2022-181号)
- 1-6 知的財産基本法の一部改正法律(法律第18873号)
- 1-7 デザイン保護法の一部改正法律(法律第18886号)
- 1-8 発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律  
(法律第18887号)
- 1-9 実用新案法の一部改正法律(法律第18890号)
- 1-10 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2115889)
- 1-11 産業財産権審判費用額の決定に関する告示の改正、6月1日から施行
- 1-12 パブリシティ権の保護に向けた改正不正競争防止法、6月8日から施行
- 1-13 デザイン保護法・実用新案法の改正案、6月10日から公布・施行

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、地域知的財産の基盤を築くための中小企業への教育を支援
- 2-2 韓国特許庁、化粧品の知的財産権虚偽表示672件を摘発
- 2-3 知的財産基盤未来科学技術人材の育成に向けて特許庁と

科学技術情報通信部が協力

- 2-4 知的財産サービス産業の活性化に向けたサービス需要者懇談会を開催
- 2-5 産業界協力10周年記念IP5庁長会合を開催
- 2-6 特許庁・INNOBIZ協会、知的財産経営の強化に向けた業務提携を締結
- 2-7 韓国特許庁・大韓弁理士会、海外知財権制度の説明会を開催
- 2-8 第57回発明の日の記念式を開催

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 先進運転支援システム（ADAS）関連特許出願、6年間3倍増

---

### 法律、制度関連

1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2115807）

議案情報システム（2022.6.3.）

議案番号：2115807

提案日：2022年6月3日

提案者：ホン・ジョンミン議員外9人

#### 提案理由及び主要内容

現行法は、国家コア技術を外国で使用するか、使用してもらう目的で流出及び侵害行為をした者は3年以上の有期懲役と15億ウォン以下の罰金を併科しており、その他の産業技術の海外流出行為等に対しても処罰している。

ところが、近年、国内外企業間の競争の激化により産業技術の国内外への流出が跡を絶っておらず、特に、半導体や人工知能等の先端技術が軍民両用に活用されることに伴って産業技術の海外流出が国の経済や安全保障まで脅かしているにもかかわらず、現行法は、国家コア技術又は産業技術を外国で使用するか、使用してもらう目的が認められる場合の

みに対して処罰していて、違反行為の嚴重さに比べて立証要件が厳しい。  
そのため、国家コア技術と産業技術の国外流出及び侵害行為の立証要件を緩和し、公訴時効を延長することで、産業技術の保護を強化し、国の安全保障に資しようとするものである（案第14条第6号・第6号の2及び第36条第1項・第2項、第37条の2新設）。

法律第 号

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。  
第14条第6号及び第6号の2中「使用してもらふ目的で」をそれぞれ「使用されることを知りながらも」に改める。  
第36条第1項前段中「使用してもらふ目的で」を「使用されることを知りながらも」とし、同条第2項中「使用してもらふ目的で」を「使用されることを知りながらも」に改める。  
第37条の2を次のように新設する。  
第37条の2（公訴時効に関する特例）第36条第1項及び第2項の罪に対する公訴時効の期間は「刑事訴訟法」第249条第1項にかかわらず、15年とする。

### 附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2115808）

議案情報システム（2022.6.3.）

議案番号：2115808

提案日：2022年6月3日

提案者：ホン・ジョンミン議員外10人

#### 提案理由及び主要内容

年度別の検察年鑑によると、検察の営業秘密処理事件が2018年975件、2019年885件、2020年948件に及ぶほど企業間の競争が激しくなり、コア人材の引き抜きやハッキング、産業スパイ等による営業秘密流出事件が跡を絶っていない。  
特に、近年、「民・軍技術協力事業促進法」により軍民技術開発事業が推進されているが、このうち民と軍で共通的に活用できる半導体、人工知能、ロボット等の先端技術に対する

当該企業の技術・経営上の営業秘密が国外への流出につながる場合、国の経済及び安全保障の脅威要素として作用し得るため、先行的な対策作りが急務なのが現状である。

そのため、企業の営業秘密を保護するための政府の基本計画を策定する際、営業秘密の国外流出の現況及び根絶方策が盛り込まれるようにし、国外に営業秘密を流出させた者に対する立証要件を緩和するとともに、営業秘密の窃取等に対する公訴時効を15年に延長することで、国家コア技術をはじめとする企業の営業秘密の保護を一層強化しようとするものである（案第2条の2第2項第8号及び第18条の5新設、第18条第1項第1号）。

法律第 号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項第8号を第9号とし、同項に第8号を次のように新設する。

8. 国外への営業秘密流出の現況及び根絶方策

第18条第1項第1号各目以外の部分中「不正な利益を得るか、営業秘密の保有者に損害を与える目的で行った次の」を「次の」に改める。

第18条の5を次のように新設する。

第18条の5（公訴時効に関する特例）第18条第1項の罪に対する公訴時効の期間は「刑事訴訟法」第249条第1項にかかわらず、15年とする。

### 附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1 - 3 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2115811）

議案情報システム（2022.6.7.）

議案番号：2115811

提案日：2022年6月7日

提案者：ホン・ソクジュン議員外9人

### 提案理由及び主要内容

現行法は、国家コア技術及び産業技術を外国で使用するか、使用してもらう目的で流出させる等の行為に対して処罰している。しかし、軽微な処罰が下されており、外国で使用し

てもらう目的を立証しにくいという指摘が提起されている。

これに対し、不正競争防止法のように、単に外国で使用されることを知りながら産業技術等を流出させた場合も処罰できるようにし、処罰を強化すべきだという指摘が提起されている。

そのため、国家コア技術及び産業技術が外国で使用されることを知りながら流出させる等の行為をした場合、処罰されるようにし、罰則を上方修正して国内の産業技術の保護を強化しようとするものである（案第14条及び第36条）。

法律第           号

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「損害を与える目的で」を「損害が発生することを知りながら」とし、同条第6号及び第6号の2中「使用してもらう目的で」をそれぞれ「使用されることを知りながら」とする。

第36条第1項前段中「使用してもらう目的で」を「使用されることを知りながら」に、「3年」を「5年」に改め、同項後段中「15億ウォン」を「30億ウォン」とし、同条第2項中「使用してもらう目的で」を「使用されることを知りながら」に、「15年」を「20年」に、「懲役又は15億ウォン以下の罰金に」を「懲役に」に改め、同項に後段を次のように新設する。

この場合、20億ウォン以下の罰金を併科する。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1 - 4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2115870）

議案情報システム（2022. 6. 10.）

議案番号：2115870

提案日：2022年6月10日

提案者：チョン・テホ議員外10人

### 提案理由及び主要内容

現行法は、不正競争行為者や他人の営業秘密を侵害した者に対しては、その行為の違法の

程度によって15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金から1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金まで科するよう規定している。

しかし、法人（企業）が加担して不正競争行為をするか、営業活動に有用な技術・経営上の情報を奪取・活用した場合、当該企業は膨大な利益が得られるにもかかわらず、現行法の両罰規定により不正競争行為や営業秘密侵害行為に加担した企業に対して当該行為をした自然人と同様に処罰するよう規定している点は、衡平にも反し、企業の組織的・計画的な違法行為を助長する恐れがある。

また、類似の領域を扱う特許権、デザイン権、商標権等の産業財産権侵害行為の場合、個人は7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処しているが、両罰規定による法人の場合、行為者の3倍に当たる3億ウォン以下の罰金に処するよう加重規定を設けていることから、現行法による法人の不正競争行為又は営業秘密侵害行為に対する処罰は微弱な水準である。

一方、米国及び日本の事例を見ても、法人の営業秘密侵害行為に対しては罰金額を強化している傾向にあり、これは、営業秘密は特許権のように権利化されていないので、一旦外部に流出すれば拡散しやすいだけでなく、回復しにくい価値の損傷を負うためである。そのため、不正競争行為又は営業秘密侵害行為の防止の義務を果たしていない法人には、その法人所属行為者の罰金額の3倍に当たる罰金を科せるようにすることで、不正競争行為と営業秘密侵害行為の防止を強化しようとするものである（案第19条第1号から第4号まで新設）。

法律第            号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第19条本文中「法人又は個人にも」を「法人には次の各号の区分による罰金刑を、その個人には」とし、同条に各号を次のように新設する。

1. 第18条第1項の場合：45億ウォン以下の罰金
2. 第18条第2項の場合：15億ウォン以下の罰金
3. 第18条第3項の場合：9千万ウォン以下の罰金
4. 第18条第4項の場合：3千万ウォン以下の罰金

### 附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

特許庁公告第 2022-181 号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 6 月 10 日

特許庁長

## 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告

### 1. 改正理由及び主要内容

総額人件費制度を活用して庁長の下に設置した特許事業化担当官及びアイデア取引担当官を廃止するとともに総額人件費制度を活用して職級を上方修正していた特許庁の定員 2 名（4 級 2 名）を従前の職級（5 級 2 名）に還元し、アイデア経済を活性化するために総額人件費制度を活用して産業財産政策局に 2025 年 7 月 13 日まで存続するアイデア経済革新チームを新設する一方、総額人件費制度を活用して職級を上方修正していた特許庁の定員 2 名（4 級又は 5 級 2 名）を従前の職級（5 級 2 名）に還元し、効率的に人員を運営するために総額人件費制度を活用して特許庁の 6 級定員 26 名を 5 級 26 名に調整し、管理運営職群の定員 1 名（9 級 1 名）を行政・技術職群の定員 1 名（9 級 1 名）に転換しようとするものである。

### 2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2022 年 6 月 20 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

（郵便番号：35208）

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

特許庁革新行政担当官

電話：042) 481-8617、Fax：042) 472-3504

電子郵便：namhyeok@korea.kr

### 3. その他事項

改正案に対する詳細は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁の革新行政担当官室（電話 042-481-8617、Fax 042-472-3504）にお問い合わせください。

#### 1 - 6 知的財産基本法の一部改正法律（法律第 18873 号）

電子官報（2022. 6. 10.）

国会で議決された知的財産基本法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022 年 6 月 10 日

國務総理 ハン・ドクス

國務委員及び科学技術情報通信部長官 イ・ジョンホ

法律第 18873 号

### 知的財産基本法の一部改正法律

知的財産基本法の一部を次のように改正する。

第 35 条第 2 項中「創出・保護及び活用」を「創出・保護・活用、振興・学術活動」とし、同条第 3 項中「運営に」を「運営や事業推進に」とし、同条に第 4 項を次のように新設する。

- ④第 1 項による研究機関と第 2 項による育成対象法人又は団体の範囲等に関して必要な事項は大統領令で定める。

### 附 則

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

### 改正理由及び主要内容

韓国社会で知的財産の価値が最大限に発揮される社会的環境と制度的基盤を作るために、

知的財産の振興及び学術活動を遂行するか支援する目的で設立された非営利法人又は団体を政府が育成し、支援できる根拠を設けようとするものである。

<法制処提供>

#### 1-7 デザイン保護法の一部改正法律（法律第 18886 号）

電子官報（2022. 6. 10.）

国会で議決されたデザイン保護法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022 年 6 月 10 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官（特許庁所管）イ・チャンヤン

法律第 18886 号

### デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第 220 条第 2 項中「告訴がなければ公訴を提起できない」を「被害者が明示した意思に反して公訴を提起できない」に改める。

### 附 則

第 1 条（施行日）この法律は、公布の日から施行する。

第 2 条（訴訟に関する適用例）第 220 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後の犯行から適用する。

### 改正理由及び主要内容

現行法上、デザイン権者又は専用実施権者がそのデザイン権又は専用実施権を侵害されるときに適用される侵害罪は、権利者の告訴がなければ当該罪を犯した者を起訴できない親告罪として規定されている。

ところが、「刑事訴訟法」第 230 条によると、親告罪は被害者が犯人を知るようになった日から 6 か月を経過した後は告訴できないように告訴期間が制限されていて、デザイン権者又は専用実施権者が上記の制限された告訴期間が徒過した後になってから侵害事実を知るようになって告訴ができなくなるか、デザイン権の侵害が不明でも告訴期間が徒

過する前に告訴を乱発する問題等が発生し得る。また、捜査機関が侵害事実を認知していてもデザイン権者又は専用実施権者の告訴意思を確認する前には積極的に捜査を進めにくいという側面がある。

そのため、侵害罪を、現在の親告罪ではなく、告訴がなくとも捜査の開始と進行が可能である一方、被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明するときには起訴しない反意思不罰罪に変更することで、デザイン権者と専用実施権者の権利保護を強化しようとするものである。

<法制処提供>

1-8 発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律（法律第18887号）

電子官報（2022.6.10.）

国会で議決された発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年6月10日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官（特許庁所管）イ・チャンヤン

法律第18887号

### 発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第1条中「育てることで」を「育て、産業財産権に対する理解を増進することで」に改める。

第2条第2号中「増進させ」を「増進させて」に、「生活化するための」を「生活化し、それを権利化できる能力を育てる」に改め、同条第3号及び第4号をそれぞれ第4号及び第5号とし、同条に第3号を次のように新設する。

3. 「各級学校」とは、「幼児教育法」第2条第2号による幼稚園、「小・中等教育法」第2条及び「高等教育法」第2条による学校のことをいう。

第3条の2を次のように新設する。

第3条の2（国及び地方自治体等の責務）①国は、発明教育の活性化に向けた施策を樹立・施行しなければならない。

②地方自治体は、国の施策と地域的特性を考慮して地域別の施策を樹立・施行しなければならない。その場合、その施策の樹立・施行に必要な事項は条例で定める。

③各級学校の長は、学校の教育環境に適した範囲で発明教育の活性化に向けて努力しなければならない。

第7条第1項各号以外の部分中『幼児教育法』第2条第2号による幼稚園、『小・中等教育法』第2条及び『高等教育法』第2条による学校（以下「各級学校」という。）の」を「各級学校の」に改める。

第8条各号以外の部分中「児童等」を「児童、『学校外青少年の支援に関する法律』第2条第2号による学校外青少年、『多文化家族支援法』第2条第1号による多文化家族の子女及び『北韓離脱住民の保護及び定着支援に関する法律』第2条第1号による北韓離脱住民とその子女等」に改める。

第9条の見出し「(教員の研修機会の提供等)」を「(教員等の専門性の向上)」とし、同条第2項を第3項とし、同条に第2項及び第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

②特許庁長は、教員又は予備教員の発明教育に関する専門能力を育てるために、「高等教育法」第2条による学校の発明教育と関連して必要な教育課程の運営等を支援できる。

④特許庁長は、優秀な発明教育の能力を備えた者を審査して、発明教師の認証（以下「認証」という。）をすることができる。

⑤特許庁長は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当するときは、認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で認証を受けた場合

2. 第7項による認証の基準に適合しなくなったとき

⑥特許庁長は、第5項により認証を取り消すためには公聴会を開かななければならない。

⑦認証の基準、手続き、有効期間、その他の認証に必要な事項は大統領令で定める。

第10条の見出し中「発明教育センター」を「発明教育センターと広域発明教育支援センター」とし、同条第2項及び第3項をそれぞれ第4項及び第5項とし、同条に第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設し、同条第4項（従前の第2項）中「発明教育センター」を「発明教育センターと広域発明教育支援センター」とし、同条第5項（従前の第3項）中「発明教育センター」を「発明教育センターと広域発明教育支援センター」とする。

②国及び地方自治体は、市・道に設置されている発明教育センターの運営を総括し、体験・深化発明教育を専門的に遂行するための目的で教育機関等に広域発明教育支援センターを設置・運営することができる。

③教育長は、教育部長官及び特許庁長と協力して発明教育センター及び広域発明教育支援センターに、発明教育の専門性を備え、運営を専担できる指導教師を配置しなければならない。

第11条第1項中「第10条による発明教育センターの運営支援等、発明教育を効率的に

研究・開発及び支援する」を「発明教育の活性化に向けた研究・開発及び支援の」に改める。

第12条の見出し中「養成の支援」を「養成等」とし、同条第1項中「支援し、産業財産権に関連する学科並びに講座の設置及び運営を支援できる」を「努力しなければならない」とし、同条第2項を第4項とし、同条に第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設する。

②国及び地方自治体は、各級学校のうち必要と認められる学校に、産業財産権に関連する学科の設置・運営及び教科・講座の開設を支援することができる。

③特許庁長は、「高等教育法」第2条による学校に、産業財産権専門人材の養成を目的とする学部・学科・専攻及び大学院の設置・運営を支援することができる。

第12条の2及び第12条の3をそれぞれ次のように新設する。

第12条の2（先導学校等の指定・運営）特許庁長は、「小・中等教育法」第23条による学校の教育課程に発明及び産業財産権関連教科を運営するか、編成されている教育課程に発明教育及び産業財産権教育を連携して運営する学校を発明教育先導学校に指定し、その教育課程の運営を支援することができる。

第12条の3（生涯教育との連携）国及び地方自治体は、この法の目的を達成するために必要な場合、「生涯教育法」第2条第2号による生涯教育機関で実施する生涯教育課程に産業財産権教育が含まれるよう支援することができる。

第13条の見出し中「中小企業」を「中小企業等」とし、同条各号以外の部分中「中小企業の産業財産権の創出及び保護に」を「中小企業の産業財産権の創出・保護・活用能力を増進させる」とし、同条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②国及び地方自治体は、「国家公務員法」第2条及び「地方公務員法」第2条による公務員、「知的財産基本法」第3条第4号による公共研究機関の研究員等として産業財産権に関連する業務に携わる者が職務を遂行する上で必要な基本的素養と知識を備えられるよう教育を支援することができる。

第13条の2及び第14条の2をそれぞれ次のように新設する。

第13条の2（経費支援及び補助）①国及び地方自治体は、発明教育及び産業財産権教育を実施する各級学校・法人・団体・機関等に、予算の範囲内でその教育にかかる事業費及び運営費を支援するか、補助することができる。

②国と地方自治体は、学生や教員等の発明教育及び産業財産権教育に関する研究活動に対し、予算の範囲内で必要な経費を支援できる。

第14条の2（褒賞）国と地方自治体は、発明教育の活性化に寄与した功労が明らかな法人・団体・機関及び個人等を選定して褒賞できる。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（発明教師の認証に関する経過措置）この法律の施行当時に特許庁長から発明教師の認証を受けた者は、第9条第4項の改正規定により、発明教師の認証を受けたものとみなす。

## 改正理由

韓国国民の発明活動を奨励し、教育現場で発明教育が拡大・強化されるよう法の適用範囲と対象を拡大し、発明教育に対する国等の責務を付与するとともに、発明教育専門教員等の養成と発明教育支援組織及び体系に関する事項を規定する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

## 主要内容

- イ. この法の目的に、発明教育の活性化及び支援による産業財産権への理解の増進を追加する（第1条）。
- ロ. 発明教育の範囲を、新しい発明を権利化できる能力を育てる教育まで拡大する（第2条）。
- ハ. 発明教育の活性化を国及び地方自治体の責務として規定し、地方自治体の発明教育関連条例の制定根拠を設ける（第3条の2新設）。
- ニ. 教員又は予備教員の発明教育に関する専門能力を育てるために、発明教育に必要な教育課程の運営を支援できる根拠を設け、発明教育専門教師を認証できる認証制度を導入する（第9条）。
- ホ. 発明教育支援機関を広域発明教育支援センターと発明教育センターに再編し、センター運営の充実化及び発明教育の品質向上に向けて、教育長は各センターに専任教師を配置するようにする（第10条）。
- ヘ. 小・中等学校の教育課程に発明及び産業財産権関連教科を運営するか、編成されている教育課程に発明教育及び産業財産権教育を連携して運営する学校を発明教育先導学校に指定し、支援できるようにする（第12条の2新設）。
- ト. 生涯教育機関で実施する生涯教育課程に産業財産権教育が含まれるようにする（第12条の3新設）。
- チ. 発明教育及び産業財産権教育を実施する各級学校等に教育にかかる費用を支援できるようにする（第13条の2新設）。
- リ. 発明教育の活性化に寄与した功労が明らかな機関・法人・団体及び個人等を選定して

褒賞できる根拠を設ける（第 14 条の 2 新設）。

<法制処提供>

1 - 9 実用新案法の一部改正法律（法律第 18890 号）

電子官報（2022. 6. 10.）

国会で議決された実用新案法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022 年 6 月 10 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官（特許庁所管）イ・チャンヤン

法律第 18890 号

### 実用新案法の一部改正法律

実用新案法の一部を次のように改正する。

第 45 条第 2 項中「告訴がなければ公訴を提起できない」を「被害者が明示した意思に反して公訴を提起できない」に改める。

### 附 則

第 1 条（施行日）この法律は、公布の日から施行する。

第 2 条（訴訟に関する適用例）第 45 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後の犯行から適用する。

### 改正理由及び主要内容

現行法上、実用新案権者又は専用実施権者とその実用新案権又は専用実施権を侵害されるときに適用される侵害罪は、権利者の告訴がなければ当該罪を犯した者を起訴できない親告罪として規定されている。

ところが、「刑事訴訟法」第 230 条によると、親告罪は被害者が犯人を知るようになった日から 6 か月を経過した後は告訴できないように告訴期間が制限されていて、実用新案権者又は専用実施権者が上記の制限された告訴期間が徒過した後になってから侵害事実を知るようになって告訴ができなくなるか、実用新案権の侵害が不明でも告訴期間が徒過する前に告訴を乱発する問題等が発生し得る。また、捜査機関が侵害事実を認知してい

でも実用新案権者又は専用実施権者の告訴意思を確認する前には積極的に捜査を進めにくいという側面がある。

そのため、侵害罪を、現在の親告罪ではなく、告訴がなくとも捜査の開始と進行が可能である一方、被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明するときには起訴しない反意思不罰罪に変更することで、実用新案権者と専用実施権者の権利保護を強化しようとするものである。

<法制処提供>

1-10 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2115889）

議案情報システム（2022.6.13.）

議案番号：2115889

提案日：2022年6月13日

提案者：チョン・テホ議員外10人

#### 提案理由

現行法は、営業秘密侵害行為によって営業上利益を侵害された被害者は、その侵害行為に対する損害賠償を請求することができ、それに対し法院は、損害賠償額を算定する上で営業上利益を侵害した者の利益額を被害者の損害として推定できると規定している。

こうした中、営業秘密侵害訴訟は、営業秘密の取得、使用等の立証が訴訟の結果に与える影響が大きいものの、立証の限界により原告の勝訴率は一般民事訴訟の半分水準である30%に止まっている。特に、営業秘密のうち生産・製造方法に対する侵害の場合、侵害者（被告）の事業場で行われ、営業秘密の保有者（原告）がそれに対する具体的な侵害を立証するのは事実上不可能な構造である。

また、侵害訴訟で損害額を算定する上で被害者が侵害者の利益額を立証しなければならないが、侵害者が保有している営業秘密と関連する情報を被害者が確保して立証することも、現在の制度上では非常に難しい状況である。

一方、最近改正された「特許法」及び「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」では、特許権の侵害又は技術奪取による侵害訴訟において原告が主張する侵害行為を否認する被告には、それを立証するために自らの具体的な使用形態を提示する義務（以下「行為態様の提示義務」という。）を賦課し、侵害者が保有している証拠に対して資料提出命令制度が導入され被害者の立証負担を緩和した制度改善が行われた。

しかし、営業秘密又は特許・技術のように権利者や保有者の利益を保護する類似の領域にもかかわらず、現行法には行為態様の提示義務制度がなく、資料提出命令制度の場合は、実行の具体的な方法が設けられていないため、営業秘密関連紛争が発生する際に被害者

の実質的な救済が難しいのが実情である。

そのため、行為態様の提示義務制度を導入する一方、訴訟で営業秘密紛争侵害の証明又は侵害行為で受けた損害額の算定のために導入された法院の資料提出命令制度に対しては、その具体的な実行方法を設けることで営業秘密侵害紛争の効果的な解決及び被害者の救済を強化しようとするものである。

## 主要内容

- イ. 営業秘密の保有者が主張する侵害形態を否認する当事者は、自らの具体的な行為態様を提示するようにする（案第11条の2第1項新設）。
- ロ. 法院は、当事者が具体的な行為態様を提示できない相当の理由があると主張する場合は、その主張の是非を判断するためにその当事者に当該資料の提出を命じることができる（案第11条の2第2項新設）。
- ハ. 法院は、当事者が正当な理由なしに自らの具体的な行為態様を提示しない場合は、営業秘密の保有者が主張する営業秘密侵害行為の具体的な行為態様を真実なものとして認めることができる（案第11条の2第5項新設）。
- ニ. 法院が資料の提出を命じたにもかかわらず、資料の所持者が資料の提出を拒絶する正当な理由があると主張する場合、法院はその主張の是非を判断するために必要な資料の提示を命じることができる（案第14条の3第2項新設）。
- ホ. 法院は、資料の所持者の提出されるべき資料が侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要なときは、資料提出の拒絶の正当な理由としてみなさないことができる（案第14条の3第3項新設）。
- ヘ. 法院は、資料提出命令を受けた所持者が正当な理由なしに資料提出命令に従わなかった場合又は資料の所持者が相手方の使用を妨げる目的で提出義務のある資料を破損するか、それを使用できなくした場合は、資料の記載に対する相手方の主張を真実なものとして認めることができる（案第14条の3第4項及び第5項新設）。
- ト. 法院の指定により資料を提供されたか閲覧した者がその資料を資料提出命令の目的と異なるように使用するか他の者に提供する等の不当な目的で使用する場合は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処するようにする（案第18条第4項第3号新設）。

法律第            号

## 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第11条の2を次のように新設する。

第11条の2（具体的な行為態様の提示義務）①営業秘密侵害訴訟で営業秘密の保有者が主張する侵害行為の具体的な行為態様を否認する当事者は、自らの具体的な行為態様を提示しなければならない。

②法院は、当事者が第1項にもかかわらず、自らの具体的な行為態様を提示できない正当な理由があると主張する場合は、その主張の是非を判断するためにその当事者に資料の提出を命じることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、この限りでない。

③第2項による資料提出命令に関しては、第14条の3第2項、第3項及び第8項を準用する。この場合、第14条の3第3項中「侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要なとき」は「具体的な行為態様を提示できない正当な理由の有無の判断に必ず必要なとき」とみなす。

④法院は、当事者が正当な理由なしに自らの具体的な行為態様を提示しない場合は、営業秘密の保有者が主張する営業秘密侵害行為の具体的な行為態様を真実なものとして認めることができる。

第14条の3の見出し「(資料の提出)」を「(資料提出命令)」とし、同条見出し以外の部分を第1項とし、同条第1項（従前の見出し以外の部分）本文中「相手方の当事者に対して当該侵害行為による損害額を算定する上で」を「相手方の当事者に当該侵害の証明又は侵害による損害額の算定に」とし、同条に第2項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

②法院は、資料の所持者が第1項による提出を拒絶する正当な理由があると主張する場合は、その主張の是非を判断するために資料の提示を命じることができる。この場合、法院はその資料を他の人に見られてはならない。

③第1項により提出されるべき資料が侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要なときは、第1項ただし書による正当な理由があるものとみなさない。この場合、法院は資料提出命令の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる人を指定しなければならない。

④法院は、資料の所持者が正当な理由なしに資料提出命令に従わなかったときは、資料の提出を申請した当事者の資料の記載に関する主張を真実なものとして認めることができる。

⑤法院は、資料の所持者が相手方の使用を妨げる目的で提出義務のある資料を破損するか、それを使用できなくしたときは、その文書の記載に対する相手方の主張を真実なものとして認めることができる。

⑥法院は、第4項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載に対して具体的に主張するに当たり著しく困難な事情があり、資料で証明する事実を他の証拠で証明することを期待するのも難しいときは、その当事者が資料の記載で証明しようとする事実に関する主張を真実なものとして認めることができる。

⑦第3項により資料を提供されたか閲覧した者は、その資料を資料提出命令の目的と異なるように使用するか他の者に提供する等の不当な目的で使用してはならない。

第18条第4項に第3号を次のように新設する。

3. 第14条の3第7項に違反して提供されたか閲覧した資料を不当な目的で使用した者

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（具体的な行為態様の提示義務に関する適用例） 第11条の2の改正規定は、この法律の施行後に請求される営業秘密侵害訴訟から適用する。

第3条（資料提出命令に関する適用例） 第14条の3の改正規定は、この法律の施行後に請求される営業秘密侵害訴訟から適用する。

1 - 11 産業財産権審判費用額の決定に関する告示の改正、6月1日から施行

韓国特許庁（2022. 6. 2.）

特許審判の敗訴者、証拠調査費用も負担する！

韓国特許庁は、正確かつ公正な審判の進行に必要な証拠調査を活性化するため、敗訴者が証拠調査費用を負担する「産業財産権審判費用額の決定に関する告示」が6月1日水曜日からは施行されると発表した。

### 【証拠調査費用の敗訴者負担】

これまでは、審判の手続きで偽造・変造の確認、デジタル・フォレンジック鑑定などの証拠調査を行っても、その費用を敗訴者に請求できなかった。6月1日以降請求される審判からは、審判当事者の申請によって証拠調査を行えばその費用を敗訴者に請求できるようにして、勝訴する場合、審判当事者は証拠調査費用の負担を軽減することができるようになった。

### 【代理人報酬費用の計算の改善】

現在は、敗訴者に請求する審判費用のうち代理人報酬は審判請求料以上に請求できないため、当事者が審判請求料を減免（免除）された場合（※）は、代理人報酬請求の上限額まで減る問題があった。今回の改正により、審判当事者が審判請求料を減免（免除）された場合は、減免（免除）前の審判請求料内で代理人の報酬を請求できるように変更された。審判請求料を減免（免除）されるとしても、敗訴者に請求する代理人報酬の上限額が減らなくなり、従来の不合理な点は消えるようになった。

※（特許料等の徴収規則）個人、中小企業による積極的権利範囲確認審判請求料の減免

※（特許法第83条、デザイン保護法第86条）審査官による無効審判請求料の免除

特許審判院長は「今回の改正で証拠調査が活性化し、正確かつ公正に審判の手続きが行われることを願う。敗訴者に請求する代理人報酬の計算基準の不合理な点を解消したように、これからも国民の立場で不合理な点を積極的に解消していきたい」と述べた。

#### 1-12 パブリシティ権の保護に向けた改正不正競争防止法、6月8日から施行

韓国特許庁 (2022. 6. 8.)

有名芸能人、スポーツ選手の顔と名前、これから法で保護される

本日 (6月8日) より、BTS やソン・フンミンなどの有名人の肖像・氏名等を同意なしに無断で使用する行為 (※) は不正競争行為に該当することになる。

※パブリシティ権：顔や名前などが持つ経済的価値を商業的に利用できる権利

韓国特許庁は、このような内容を盛り込んだ「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 (以下「不正競争防止法」) が6月8日から施行されると発表した。これからは、国内に広く知られており、経済的価値を持つ氏名、肖像、音声、署名など、特定の人を識別できる標識は法的保護対象となる。このような人的標識を、公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で無断使用して他人の経済的利益を侵害する場合、不正競争行為として認められるのである。無断使用で経済的被害が発生する場合、被害者は損害賠償および不正競争行為の禁止等を請求することができ、特許庁に行政調査を申請して特許庁による是正勧告および公表も可能になる。

新しい不正競争防止法は、最近、BTS、イカゲーム、パラサイトなどの韓国の文化コンテンツが世界市場に広がっている中、エンターテインメント業界従事者の投資と努力の結果である有名人の肖像なども保護しなければならないという趣旨から設けられたものである。新しい法の施行により、有名人の肖像・氏名などの無断使用行為およびグッズ市場での不法製品販売などに対して実効性のある制裁が行われると期待される。

特許庁は改正不正競争防止法に対する理解度を高めるため、6月2日に説明会を開催した。説明会の映像は特許庁のYouTubeチャンネル (※) から誰でも視聴できる。また、新しい法が安定的に施行されるよう、主要問答集や法で禁止する具体的な不正競争行為の事例などを扱う法解説書を作成して配布する計画である。

※<https://www.youtube.com/user/kipoworld>

特許庁長は「いわゆる『パブリシティ権』の保護に向けた明文の規定が初めて設けられたことから、今回施行される不正競争防止法はとて特別な意義を持つ」とし、「新しい法

が、世界中に広がっている韓国エンターテインメント産業が一段上に飛躍するきっかけになることを願う」と述べた。

#### 1-13 デザイン保護法・実用新案法の改正案、6月10日から公布・施行

韓国特許庁（2022.6.9.）

デザイン権・実用新案権侵害行為に対して告訴期間（6か月）の制限なく、  
権利救済が可能となる

「中小企業のA社は、自社の食品容器に係るデザイン権を侵害して模倣品を生産したBをデザイン保護法違反で韓国特許庁の特別司法警察に告訴した。韓国特許庁の特別司法警察は捜査の結果、Bの模倣品がA社のデザインと類似し、数億ウォンの被害が発生したことを突き止めた。しかし、Bが侵害した事実を知ってから6か月が経って告訴が行われたことが確認され、Bは刑事処罰を受けなかった。この法改正で今後、A社のように不幸な事例は消えると予想される」

韓国特許庁は、デザイン権・実用新案権の保護の強化に向けたデザイン保護法・実用新案法の改正案が6月10日（金曜）に公布されると同時に施行されると発表した。

これまでデザイン権・実用新案権侵害罪は親告罪（※）として規定されていたため、被害者が定められた告訴期間（6か月）以内に告訴しなければ刑事処罰ができなかった。

※被害者などによる告訴がなければ公訴が提起できない犯罪のことをいい、刑事訴訟法に基づいて犯人を知ってから6か月を経過した場合は告訴不可

そのため、法的知識に欠けた中小企業や個人などは権利侵害があったとしても適時に対応ができなく、告訴期間が経過してから告訴してしまい、刑事救済が受けられない場合がしばしば発生していた。

このような問題の解決のため、デザイン権・実用新案権侵害罪に対する親告罪を反意思不罰罪（※）に変更するデザイン保護法・実用新案法の改正案が2021年9月発議され、2022年5月29日に国会本会議で議決されて6月10日公布と同時に施行される。

※被害者が意思表示しなくても公訴が提起できるが、被害者が加害者の処罰を望まない場合は処罰できない犯罪のことをいい、6か月の告訴期間の制限無し

今後被害者は告訴期間の制限なく侵害者が告訴でき、捜査機関も被害者による告訴がなくても職権で認知した事件について捜査ができるようになった。

ただし、当事者間で合意して十分な損害賠償が行われる場合など、被害者がこれ以上処罰を望まない場合には、当事者の意見を尊重し、権利保護と処罰のバランスが取れるようにした。

韓国特許庁の産業財産保護協力局長は「これですべての産業財産権（※）侵害行為について、被害者は告訴期間の制限なく被害事実を主張して告訴できるようになり、権利救済がさらに強化された」とし、「特許庁はこれからも韓国企業の知的財産がきちんと保護される環境作りに積極的に取り組んでいく」と述べた。

※特許、実用新案、デザイン権侵害罪：反意思不罰罪／商標権侵害罪：非親告罪

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国特許庁、地域知的財産の基盤を築くための中小企業への教育を支援

韓国特許庁（2022.6.2.）

#### 中小企業の未来、知的財産の教育に道がある

韓国特許庁国際知識財産研修院は6月2日、韓国科学技術情報通信部と共に、中小企業の研究人材を対象に産業現場のニーズに応えられる専門的な知的財産需要者中心のオーダーメイド型教育を推進すると発表した。今回の教育は、中小企業の研究人材の知的財産研究開発能力を強化し、実務人材の知的財産活用能力を高めるためのもので、今年には中小企業が現場で求められる新技術の教育課程を追加した。

国際知識財産研修院は、2020年から中小企業の研究所の研究人材や業務担当者などを対象に、知的財産権の創出・活用・保護などに関連する知的財産能力強化総合教育を実施している。既存の知的財産能力強化総合教育4回と、今回追加された新技術の動向把握および対応力強化に向けた特別課程2回など、計6回の教育課程を運営する計画である。

今年初めて実施する新技術分野特別課程は、現場で求められるビッグデータ産業の動向と人工知能（AI）産業の動向に関する教育を関連産業の地域拠点である大田と光州で実施する計画である。また、既存の知的財産能力強化プログラムは、地方所在の中小企業の実務に役立つ実感型教育になるよう教科を編成して運営する予定である。

特許庁の国際知識財産研修院長は「大企業に比べて比較的足りない資源と劣悪な経営環境にある中小企業が生き残るためには、知的財産が何より重要だ。知的財産実務教育を強化して中小企業の競争力向上の一翼を担いたい」と述べた。

化粧品の知的財産権虚偽表示にご注意ください！

韓国特許庁は 6 月 6 日、段階的な日常回復に対する期待感で化粧品への関心と需要が急増するに伴い、消費者の被害を予防するために今年 3 月から 6 週間、化粧品の知的財産権虚偽表示に対する集中取締りを実施したと発表した。今回の取り締まりでは、主要オープンマーケット（※）で販売中の化粧品全般を対象に、特許・デザインなどの知的財産権の表示・広告現況を確認し、確認の結果、31 の製品から 672 件の虚偽表示を摘発した。  
 ※11 番街、G マーケット、G9、オークション、スマートストア、インターパーク、クーポン、TMON、ウイメプ（計 9 社）

摘発された虚偽表示の類型を見ると、知的財産権の名称を誤って表示した場合 274 件、権利消滅後も有効な権利と表示した場合 230 件、存在しない権利を表示した場合 167 件、登録拒絶された番号を表示した場合 1 件となっていて、依然として特許とデザイン・実用新案・商標を区分できず、知的財産権の名称を混同し誤って表示したことが多いことがわかった。摘発された化粧品を見ると、クッション 210 件、ジェルネイル 124 件、クリーム 123 件、日焼け止め 58 件の順で、新型コロナによるソーシャル・ディスタンスが緩和され、消費者の野外活動の増加に伴って関連化粧品の販売および知的財産権の虚偽表示も一緒に増加することが確認された。

化粧用品の知的財産権虚偽表示の例示		
		
<p>知的財産権の名称の誤記                      (実用新案→特許)</p>	<p>知的財産権の名称の誤記                      (デザイン→特許)</p>	<p>消滅した権利の表示                      (特許の権利消滅)</p>

特許庁は摘発された 672 件を対象に、オープンマーケットの事業者に知的財産権虚偽表示に該当する製品を告知し、正しい表示方法を案内した後、虚偽表示の製品に対する修正・削除などの是正措置を完了した。また、特許庁は、特許・デザインなどの知的財産権に対する消費者の理解度を向上させるため、知的財産権別に知財権の表示が正しくなっ

ている製品を知的財産権虚偽表示通報センター統合システム（www.ip-navi.or.kr）から提供する予定である。

特許庁の不正競争調査チーム課長は「知的財産権虚偽表示の取締り対象を、従来のオープンマーケット9社から11社（※）に増やし、オープンマーケットの管理者・販売者を対象に知的財産権表示教育を拡大していくなど、正しい知的財産権表示文化の拡散に向けて取り組んでいきたい」と述べた。

※11番街、Gマーケットなど従来の9社にロッテオン、SSGを追加

## 2-3 知的財産基盤未来科学技術人材の育成に向けて特許庁と科学技術情報通信部が協力

韓国特許庁（2022.6.7.）

特許庁・科学技術情報通信部の局長級政策協議会および  
韓国発明振興会・韓国科学創意財団の業務提携（MOU）締結を推進

韓国特許庁と科学技術情報通信部は、科学英才向けに知的財産の意識を拡散させるため、局長級政策協議会および韓国発明振興会（以下、発明振興会）・韓国科学創意財団（以下、創意財団）間の業務提携式を6月7日火曜日午前11時にソウルで開催した。

特許庁と科学技術情報通信部は、局長級政策協議会を通じて、技術覇権時代には研究成果が経済的成果の創出につながる環境作りが必要であり、知的財産（IP）がそのコア要素であることでコンセンサスを形成した。また、関係機関間の積極行政を通じて未来科学技術時代をけん引していく科学英才を対象に知的財産（IP）教育を拡大し、意識を高めていくことにした。

発明振興会と創意財団は、業務提携を通じて、未来の科学技術人材の知的財産活動を活性化させるための共同協力、未来の科学技術人材・クリエイティブな発明人材を育成するための情報交流および広報協力、韓国国内・国際イベントの共同開催・参加など、相互の発展的関係の持続などに対して協力することで一致した。

これと関連し、今後推進される主な協力事項は次のとおりである。

- ① 今年下半期から科学高校・英才学校を対象に知的財産基盤の科学英才・創意研究プログラム（IP-Research & Education、以下、IP-R&Eプログラム（※））をテスト運営する。まず、慶北科学高校、昌原科学高校、仁川科学芸術英才学校と協力して当該学校の生徒たちが遂行するR&E課題のうち10個を選定して、知的財産特別講義、研究

課題と関連する弁理士のコンサルティング、特許出願などを総合的に支援する計画である。

※IP-R&E プログラム：科学高校・英才学校の生徒たちが遂行する科学英才・創意研究（Research & Education、R&E）プログラムに知的財産（IP）教育とコンサルティングを取り入れたもので、生徒たちが研究の全過程にわたって知的財産（IP）の観点を活用できるように支援するプログラム

- ② 科学英才向けに知的財産の意識を向上させるため、希望する科学高校・英才学校の生徒誰でも知的財産教育が受けられるよう、オンライン知的財産教育コンテンツを公開する。
- ③ 加えて、R&E 担当教員の研修などを活用して IP-R&E プログラムの広報・普及および知的財産の意識向上などを推進する。
- ④ 一方、年末の R&E 成果発表大会などと連携して IP-R&E 優秀事例の普及を推進することで、関連するエコシステムが作られるよう努力する計画である。

さらに、今年のテスト運営の結果を総合的に検討し、今後も政府機関協力予算を確保して共同事業を発掘するなど、政策的協力を持続していく予定である。

特許庁の産業財産政策局長は「今回の協力を通じて科学英才生徒たちに知的財産教育の機会を提供することができるようになり、嬉しく思う。これからもより多くの科学英才が知的財産の意識を持つ科学技術創意人材として成長できるよう支援を惜しまない考えだ」と述べた。

科学技術情報通信部の未来人材政策局長は「科学英才が知的財産領域に視野を広げ、能力を確保して、近く迎える技術覇権時代に世界の科学と産業をけん引するリーダーとして成長するよう積極的に後押ししたい」と強調した。

#### 2-4 知的財産サービス産業の活性化に向けたサービス需要者懇談会を開催

韓国特許庁（2022. 6. 9.）

##### 知的財産サービス産業に対する現場の声を聴く

韓国特許庁は「知的財産（IP）サービス産業の活性化に向けたサービス需要者懇談会」を6月10日（金曜）14時に韓国特許庁ソウル事務所で開催すると発表した。

この懇談会は、2月に開催された知的財産サービス企業（供給者）懇談会で議論された知的財産サービス産業の主な懸案、役割および発展方向などについて、知的財産サービス需要者の意見を収集するために設けられた。

「知的財産サービス産業活性化に向けた需要者懇談会の概要」

・日時／場所：2022年6月10日（金曜）14時～17時／韓国特許庁ソウル事務所

・参加者：

（韓国特許庁）チョン・ヨヌ産業財産政策局長、キム・チュンギョン産業財産活用課長  
（産業界）知的財産サービス需要企業

知的財産サービス産業は、知的財産分野の調査・分析、法律代理・翻訳、相談（コンサルティング）・管理、評価・取引、担保ローン・投資などにおいて、企業・公共研究所などの知的財産の創出・保護・活用活動について専門的な支援サービスを提供し、収益化する産業であり、研究開発（R&D）結果を質の高い知的財産に転換させて経済的な収益の創出に繋げる役割を果たしている。

韓国特許庁は懇談会で提案された意見を反映し、知的財産サービス産業の役割の強化および知的財産サービス企業の競争力の向上など知的財産サービス産業の活性化に向けた方策を取りまとめる予定である。

韓国特許庁の産業財産政策局長は「国の研究開発（R&D）の効率性を高め、研究主体の知的財産競争力を確保するためには、知的財産サービス産業が成長しなければならない」と強調し、

「経済・産業全般で加速するデジタルトランスフォーメーションに合わせて、知的財産データや人工知能（AI）などデジタル新技術を活用した知的財産サービスを普及させるための政策を策定して推進する」と述べた。

## 2-5 産業界協力10周年記念 IP5 庁長会合を開催

韓国特許庁（2022.6.10.）

持続可能な開発のための知的財産の役割についての議論を本格化

韓国特許庁は韓国、米国、日本、中国および欧州特許庁で構成された世界5大特許庁（IP5）庁長と産業界（※）代表との連席会議、庁長会合をそれぞれ8日、9日の両日で開催し、持続可能な開発目標を実現するための知的財産の役割などについて熱い討論を行って今後の協力方向について議論した。

※韓国知的財産協会（KINPA）、米国知的財産権者協会（IPO）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、日本知的財産協会（JIPA）、中国專利保護協会（PPAC）、ビジネスヨーロッパ（BE）

IP5 とは、世界全体の特許出願の約 85%を占める知的財産分野の主な 5 か国 (G5) である。韓国特許庁は、世界第 4 位に値する規模の特許申請を担当する知的財産機関であり、米国、日本、中国および応手特許庁とともに 2007 年度に IP5 を設立し、「ユーザーフレンドリーなグローバル知的財産エコシステムの構築」をけん引している。

特に、この会合で産業界が IP5 庁長会合に参加して 10 周年を迎え、これまでの成果を祝う一方、今後庁と産業界が緊密に協力できる方を模索した。

IP5 と産業界が協力して成し遂げた最大の成果としては、審査情報統合照会サービス (OPD: One Portal Dossier) が挙げられる。審査情報統合照会サービス (OPD) は、5 庁に共同で申請された特許出願について先行技術調査の結果など各庁における審査情報が一目で確認できるサービスであり、2015 年から民間開放して誰でも利用できる。

また、2021 年には産業界のニーズに応じて先端技術・人工知能 (AI) 協力ロードマップを作成し、今後人工知能など先端技術分野における特許審査制度についての国際的な規範を策定する一方、関連技術の特許行政業務に取り入れて効率を高める案を取りまとめている。

この会合は、人類共通の課題である国連の持続可能な開発目標 (※) を実現するための知的財産の役割と今後の協力方向について初めて議論した会合である点で重要である。

※人間、地球、繁栄、平和、パートナーシップという 5 つの領域において持続可能な開発の理念を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲット (2015 年第 70 次国連総会で決議)

IP5 の庁長は、深刻になっている気候変動に迅速に対応し、先進国と途上国間の不均等を解消するため、各庁の政策を共有して今後の協力方法について意見を交換した。

韓国特許庁は脱炭素などグリーン技術分野の発明を効果的に保護するための優先審査制度の運営現状と途上国への政府開発援助の成果を紹介し、今後 IP5 が共同で先進国と途上国間の知的財産格差の解消に向けて力を合わせることを提案した。

韓国特許庁の特許庁長は「この会合は IP5 が産業界協力 10 周年を迎えて「審査協力」中心のテーマを国連の持続可能な開発目標など「人類の普遍的問題を解決するための知的財産の役割」に拡大した点で大きな意味がある」とし、「韓国特許庁はこれからも知的財産分野をリードする国として、途上国との同伴成長を支援し、クリーンエネルギーや資源

のリサイクルなど脱炭素技術の開発が促進できる知的財産政策を積極的に推進する」と述べた。

## 2-6 特許庁・INNOBIZ 協会、知的財産経営の強化に向けた業務提携を締結

韓国特許庁（2022.6.10.）

### 韓国特許庁、技術イノベーション型中小企業の知的財産経営を支援する

韓国特許庁と INNOBIZ 協会は、6月10日（金曜）10時に INNOBIZ 企業（※）が知的財産経営を通じて民間主導で成長できるよう、Telstar-Hommel 社で業務提携を締結したと発表した。

※INNOBIZ：Innovation（イノベーション）と Business（企業）の合成語であり、競争優位を土台として競争力を確保した技術イノベーション型中小企業

韓国特許庁の地域知的財産センター（※）（RIPC）の知財権専門人材が INNOBIZ 企業の知的財産懸案を診断し、専門的な密着支援が提供できるように地域知的財産センターと INNOBIZ 協会支会を連携する。

※地域企業の知的財産権の確保および地域経済の発展の支援のため全国 27 か所に設置された機関

知的財産あい路事項を持続的に発掘し、特許問題に効率的に対応するため、機関懇談会を定期的に開催するなど、知財権における現場支援システムを強化する。

これを通じて、地域の INNOBIZ 企業への知的財産サービスの提供がより便利になり、あい路事項も適時に解決できると期待される。

また、INNOBIZ 企業向けに知的財産創出・活用・保護の段階別支援事業を運営し、知財権に基づいた研究開発戦略（IP-R&D）、知的財産金融、営業秘密の保護など INNOBIZ 企業の知的財産経営に必要な相談を提供する。

なお、協会は INNOBIZ 企業向けに知的財産金融など知的財産の事業化に必要な教育課程を運営し、協会のニュースレターなど広報チャンネル（※）を通じて知財権政策の広報を支援する。

※協会のウェブサイト、ニュースレター（約 6 万社）、SNS（フェイスブック・ツイッター・ユーチューブ）などオン・オフライン広報

韓国特許庁長は「韓国特許庁では企業が必要とする支援事業を運営しているが、実際の現場では関連内を良く知らないのが事実」とし、「この業務提携をきっかけに、INNOBIZ 企業が知的財産の重要性を認識し、知的財産に基づいた経営を通じて、より多くの企業がユニコーン企業に成長できるように支援する」と述べた。

INNOBIZ 協会長は「本日の特許庁との協力は、韓国における GDP の 15.3%を占めるなど製造イノベーションに基づいて韓国経済の中心となる INNOBIZ 企業に必ず必要なことである」とし、「今後両機関間の体系的な知的財産経営の支援を通じて INNOBIZ 企業がスケールアップできるきっかけとなることを期待する」と述べた。

## 2-7 韓国特許庁・大韓弁理士会、海外知財権制度の説明会を開催

韓国特許庁 (2022. 6. 13.)

最新海外主要国の知財権情報、ここに！

韓国特許庁は、主要国の最新知財権制度の動向と改正事項に関する情報を提供するために、大韓弁理士会と共に「2022 年度海外知財権制度の説明会」を 6 月 14 日火曜日午後 3 時に大韓弁理士会館（ソウル）で開催すると発表した。今回の説明会は、弁理士等の専門家を対象にオン・オフラインで並行開催され、現地の国の特許官と弁理士が直接、米国の商標現代化法（キム・ユンジョン弁護士、LA IP-desk）、欧州の単一特許制度の導入（パク・ジンソク弁理士、特許法人多来）、中国の国際デザイン出願の実務（イ・ヨンヨン弁理士、北京 Li & N 特許事務所）、日本の特許出願非公開制度（シン・ジュノ特許官、駐日本国大韓民国大使館）など、主要国の最新知財権制度を紹介する予定である。

説明会の主な内容は次のとおりである。

米国では、「商標現代化法（Trademark Modernization Act）」が 2021 年 12 月から施行され、一定期間の間使用されていない商標権は再審査を経て効力を抹消する制度が導入されたことから、これに対する実際の事例と注意事項が紹介される予定である。

欧州では、約 40 年間の交渉の末、今年下半期から、欧州特許庁（EPO）が審査を完了した特許に対し、25 の欧州連合（EU）諸国で同一の効力を持つ「単一特許」制度が施行される予定である。これを受け、単一特許制度下での出願方法などが説明される予定である。

中国では、最近、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」による「国際デザイン出願制度」を施行（2022 年 5 月 5 日）している。これを受け、新しく導入された部分デザインと画像デザインの出願時の注意事項などが紹介される予定である。さらに、日本では最近「経済安全保障推進法」が国会で成立（2022 年 5 月 12 日）され、同法に含まれている特許出願非公開制度に対する詳細が紹介される予定である。

今回の説明会を通じて、国内出願人、代理人が海外主要国の制度の改正事項を十分に熟知し、知財権の出願および管理等の手続きで海外の知財権機関とより円滑にコミュニケーションできるものと期待される。説明会への参加は、弁理士会（02-3486-3487）を通じて事前登録した場合に可能であるが、説明会が終わった後、特許庁のウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）から説明会の発表資料をダウンロードでき、韓国知識財産保護院の YouTube チャンネル（[www.youtube.com/user/kipracafe](http://www.youtube.com/user/kipracafe)）で説明会の動画を見ることができる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「近年、韓国企業が活発に海外へ進出していることで国際知的財産権の出願が増加していることから、変化する海外の知的財産権制度を適時に把握し、それに効果的に対応することが何より重要だ」とし、「特許庁はこれからも現地の特許官はもちろん、専門家と緊密に協力して、主要国の知的財産権制度に関する情報を説明会や YouTube などの多様なオン・オフライン手段を通じて積極的に提供していきたい」と述べた。

## 2-8 第 57 回発明の日の記念式を開催

韓国特許庁（2022. 6. 14.）

「#発明#明日を開く#大韓民国を変える」をテーマに開催

- ◇「金塔産業勲章」に LG Innotek のキム・ジニョン常務等、発明有功者 79 名を褒賞
- ◇「今年の発明王」に現代自動車のキム・ジェヨン研究委員を選定

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「第 57 回発明の日」の記念式が 6 月 14 日火曜日午後 3 時にソウルで開催される。発明の日の記念式は、国民に発明の重要性を知らせ、国の産業発展に貢献した発明有功者を授賞することで発明人に感謝を表すために開催される法定行事として、今年で 57 回目を迎えた。「#発明#明日を開く#大韓民国を変える」という今年のスローガンは、大韓民国の未来をけん引していく底力は知的財産であり、知的財産大国に進もうとする意志を示している。

※発明の日は、世界で初めて雨量計を発明した日（1441 年 5 月 19 日）を記念するために 1957 年に国務会議で指定された法定記念日である。

今年の発明の日の展示の主要ポイントは、受賞者の発明品とともにイノベーション起業家の発明品が特別展示されることである。信号の損失を軽減した 5G 無線通信用部品、世界初の片手操作が可能な自動運転ドローン、「今年の発明王」が開発した最高水準の走行距離および急速充電時間達成部品なども披露する。

この日の記念式は、韓国国務総理、国家知識財産委員長、特許庁長をはじめ、イ・チョルギョ国会議員、ヤン・クミ国会議員、発明関連団体長等の約 300 人が参加する中、新型コロナウイルス感染拡大以降、初めて、褒賞を受ける発明人の家族や同僚まで参加して皆で受賞者を祝う場として企画された。

第 57 回発明の日の主要受賞者は以下のとおりである。

最高の榮譽である金塔産業勲章は、LG Innotek のキム・ジニョン常務が受勲する。キム・ジニョン常務は、30 年以上知的財産権管理業務に携わり、最近 5 年間、当該分野の韓国国内特許出願 1 位、特許協力条約 (PCT) 国際出願 1 位に上って国の産業発展に貢献し、外国企業に対する訴訟を通じて国家コア特許を積極的に保護した功労が認められた。

銀塔産業勲章は、MANDO のパク・ドスン副社長と HL Science のキム・ジョンネ研究所長が受勲する。パク・ドスン副社長は、自動車ブレーキの世界最高水準の技術力を確保して国の技術競争力の強化と輸出向上に貢献した。キム・ジョンネ研究所長は、天然新素材を活用した健康食品を開発して国民の健康増進と産業競争力の強化に貢献した。

銅塔産業勲章は、OHSUNG 電子のキム・インギョ代表取締役と韓国電子通信研究院のキム・ジェフン責任研究員が受勲する。キム・インギョ代表取締役は、モノのインターネット基盤のスマートホーム技術の国産化に成功し、外国企業に支払っていた特許使用料の節約と輸出向上に貢献した。キム・ジェフン責任研究員は、第 4 世代移動通信システム (4G)・第 5 世代移動通信システム (5G) のコア技術 (※) を開発して無線通信分野で国の技術競争力の強化と国際標準規格の制定に貢献した。

※基地局と端末を無線でつなげて設定をサポートする通信規約関連技術

他にも、さまざまな功績で国の産業発展に貢献した発明人に勲章・褒章、大統領・国務総理などからの表彰が与えられる予定である。

「今年の発明王」には、現代自動車のキム・ジェヨン研究委員が選定された。キム・ジェヨン研究委員は、電気自動車のバッテリー冷却技術を改善して世界最高水準の走行距離と充電時間を達成し、電気自動車分野で国の技術競争力の強化に貢献した。

今回の発明の日のイベントでは、主要受賞者とイノベーション起業家の発明品を紹介する場も一緒に企画された。

主要受賞者の発明品展示には、信号の損失を著しく軽減した 5G 無線通信用部品 (LG Innotek)、周りのモノのインターネット製品を自動で認識して操作できるようにした統合リモコン (OHSUNG 電子)、専用のバイオチップを使用してより迅速かつ正確な診断が可能なりアルタイム遺伝子診断装置 (Genesystem)、低重量・高燃費の世界初一体型統合電子ブレーキ (MANDO)、世界最高水準の走行距離と急速充電時間を達成したコア部品のヒートポンプ (現代自動車) が展示される。

イノベーション起業家の発明品展示では、世界で初めて微弱電流を活用した非接触式の歯垢除去用歯ブラシ (PROXIHEALTHCARE)、自動運転と片手操作が可能なドローン (this is engineering)、酷寒期 (氷点下 35 度) にも充電・放電が可能な高出力・高効率バッテリー (Grinergy) が紹介される。

特許庁長は「世界的な技術覇権争いで韓国の産業発展のためにご尽力いただいた発明人の皆様に感謝する」とし、「グローバル経済危機を科学技術で乗り越えられるよう、発明人の皆様に先導的な役割を果たしていただくことを願います。特許庁も発明人の皆様と共に大韓民国のさらなる飛躍に向けて取り組んでいきたい」と述べた。

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

##### 5-1 先進運転支援システム (ADAS) 関連特許出願、6 年間 3 倍増

韓国特許庁 (2022. 6. 13.)

#### 先進運転支援システムが自動運転車の時代を早める

現代自動車、メルセデス・ベンツ、ホンダなどの一部の完成車メーカーを中心に条件付き自動運転が可能なレベル 3 自動運転車の実用化が推進されていて、走行状況に合わせてドライバーをサポートする先進運転支援システム (ADAS、Advanced Driver Assistance System) 技術が浮上している。

先進運転支援システムは、カメラ、レーダー、ライダーなどの感知装置により走行状況を認識してドライバーに危険状況などを自動で知らせ、スピードのコントロール等の一部の運転機能を自動化した技術である。前方の車両との距離を自動でコントロールするアダプティブ・クルーズ・コントロール（ACC、Adaptive Cruise Control）、自ら判断して駐車するスマートパーキングアシストシステム（SPAS、Smart Parking Assist System）、走行車線を逸脱する場合にドライバーに知らせる車線逸脱警報システム（LDW、Lane Departure Warning）などが実用化されている。

グローバルコンサルティング企業のマッキンゼー・アンド・カンパニーによると、先進運転支援システム（ADAS）市場は、2020年130億ドルから毎年13%ずつ成長し、2030年には430億ドルに上る見通しである。

韓国特許庁によると、韓国、米国、日本、中国、欧州に出願された先進運転支援システム（ADAS）関連特許は、2013年約2,000件から年平均約20%ずつ増加し、2019年には約6,000件に達している。国別には、中国（30.7%）、米国（27.6%）、日本（20.8%）、韓国（10.6%）、欧州（10.3%）の順で特許が出願された。出願人の国籍別には、日本が38.4%を占めて最も多く、中国（16.5%）、欧州（15.9%）、韓国（14.9%）、米国（11.8%）の順である。

企業の出願を見てみると、トヨタ、現代、ホンダ、日産の順で日本と韓国の完成車メーカーの出願が多く、ボッシュ、デンソー、Mando、日立などの自動車部品メーカーが後に続いていることがわかった。韓国企業の場合、自動車メーカーの他に、LGやサムスンなどの電子メーカーの出願が増加しており、特に、StradVisionやTHINKWAREのような中小企業の特許出願も着実に増えている。

米国の登録特許を基準に特許競争力を見てみると、米国は技術影響指数（※）が高いことから、完全自動運転車の開発に向けた技術で先行しており、日本は市場確保指数（※※）が高く、利便性と安全性の向上による市場の先取りにより集中していることと分析される。韓国は、市場確保指数では平均水準となっているが、技術影響指数が比較的に低く評価され、自動運転車の時代に備えた技術力の向上に向けてさらなる研究と投資が必要とみられる。

※当該特許権者の登録特許が後続特許によって平均的に引用された回数

※※当該特許権者の登録特許数に対するファミリー出願国数

特許庁長は「先進運転支援システム（ADAS）市場の成長につれ、関連出願は増加し続けるとみられる」とし、「迅速かつ正確な審査を通じて関連技術の開発を積極的に後押ししたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム